

秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領

(平成20年9月29日建管-1625)

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う、最低制限価格制度の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第1条の2 この要領の規定は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は地質調査業務（別表に定める業務に限る。）に係る入札であって、低入札価格調査制度を適用する業務以外の業務に係るものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、業務価格の算定において、特殊業務等により積算基準が整備されておらず積算の信頼度が乏しい分野においては、この要領の規定を適用しないことができる。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格の設定に当たっては、契約ごとに $6/10$ から $9/10$ 又は $2/3$ から $8/10$ （ただし、地質調査業務においては、 $2/3$ から $9/10$ ）の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が入札比較価格に $8/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては、 $8/10$ を乗じて得た額とし、入札比較価格に $9/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては、 $9/10$ を乗じて得た額とし、入札比較価格に $2/3$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては、 $2/3$ を乗じて得た額、入札比較価格に $6/10$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては、 $6/10$ を乗じて得た額とする。

ただし、地質調査業務においては、その額が入札比較価格に $9/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては、 $9/10$ を乗じて得た額とし、入札比較価格に $2/3$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては $2/3$ を乗じて得た額とする。

1) 測量業務

最低制限価格の範囲 $6/10$ から $9/10$

①直接測量費の額

②測量調査費の額

③諸経費に $6/10$ を乗じて得た額

2) - 1 土木関係及び補償関係建設コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）

最低制限価格の範囲 $2/3$ から $8/10$

①直接業務費に $9/10$ を乗じて得た額

②技術経費及び諸経費の合計に $6/10$ を乗じて得た額

2) - 2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）

と一般管理費等で構成されている場合)

最低制限価格の範囲 6/10から9/10

①直接人件費の額

②直接経費の額

③その他原価の額に9/10を乗じて得た額

④一般管理費等の額に5/10を乗じて得た額

3) 建築関係コンサルタント業務 (工事監理含む)

最低制限価格の範囲 2/3から8/10

①直接人件費及び特別経費の合計に9/10を乗じて得た額

②技術経費及び諸経費の合計に6/10を乗じて得た額

4)-1地質調査業務 (解析等調査含まず)

最低制限価格の範囲 2/3から9/10

①直接調査費の額

②間接調査費の額に9/10を乗じて得た額

③諸経費の合計に5/10を乗じて得た額

4)-2地質調査業務 (解析等調査含む)

最低制限価格の範囲 2/3から9/10

①直接調査費の額

②間接調査費の額に9/10を乗じて得た額

③解析等調査業務費の額に8/10を乗じて得た額

④諸経費の額に5/10を乗じて得た額

(2) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法に関わらずに6/10から9/10 (地質調査業務は、2/3から9/10) の範囲内で適宜の割合とする。

(3) (1)に掲げる業務を複合的に発注する場合は、前号の規定によりそれぞれの業務ごとに得られた額を合計した額とする。

(4) 前号で定める額の端数処理は、次のとおりとする。

1) 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。

2) 入札比較価格に8/10又は9/10を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。

3) 入札比較価格に6/10を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

4) 入札比較価格に2/3を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

(入札参加者への告知)

第3条 最低制限価格制度を適用する入札を実施する場合には、次のことを入札公告、指名通知及び入札説明書に記載し、入札参加者に告知しなければならない。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回った入札者は、落札者とならないこと。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申し込みが行なわれた場合は、当該申し込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、平成20年10月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成27年10月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、平成28年10月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行し、平成29年12月1日以降に入札公告等を行う業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託から適用する。

別表（第1条の2の2関係）

次の各号に掲げる積算基準書の区分に応じ、当該各号に定める業務。

- (1) 設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部） 次に掲げる業務
 - ①測量業務
 - ②地質調査業務
 - ③土木設計業務
 - ④調査、計画業務
- (2) 港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局） 次に掲げる業務
 - ①港湾設計等業務
 - ②港湾測量・調査等業務
 - ③港湾土質調査業務
- (3) 下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人日本下水道協会） 下水道設計業務
- (4) 設計等業務委託料算定基準（秋田県建設部営繕課） 建築工事の設計業務及び工事監理業務
- (5) 用地調査等業務費積算基準（秋田県建設部） 用地調査業務
- (6) 工損調査等業務費積算基準（秋田県建設部） 工損調査業務
- (7) 土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課） 次に掲げる業務
 - ①調査業務
 - ②測量業務
 - ③設計業務
- (8) 農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部） 次に掲げる業務
 - ①調査業務
 - ②測量業務
 - ③設計業務
- (9) 森林整備保全調査等業務標準積算基準書（秋田県農林水産部） 次に掲げる業務
 - ①調査業務
 - ②測量業務
 - ③設計業務
 - ④計画作成等業務
- (10) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（（社）土地改良測量設計技術協会） 次に掲げる業務
 - ①用地測量業務
 - ②用地調査業務
 - ③工損調査業務
- (11) 漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部） 次に掲げる業務
 - ①設計等業務
 - ②測量・調査等業務
 - ③土質調査業務